

第1875号
令和7年12月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例	1
(刑事)	
●刑訴法430条の準抗告裁判所が捜査機関の処分の当否を判断するに当たり考慮すべき資料 (令和7年(し)第177号、第178号・令和7年11月10日 第三小法廷決定 その他)	
◎記事	3
●広報テーマ(1月分)	
●高齢者叙勲	
●叙位・叙勲(9月分、死亡者のみ)	
●人事異動(11月5日～11月16日)	
◎政令	5
●民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	

裁判例

刑事

◎ 刑訴法430条の準抗告裁判所が捜査機関の処分の当否を判断するに当たり考慮すべき資料

件名 司法警察員がした押収物の還付に関する処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件、検察官がした押収物の還付に関する処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件

最高裁判所令和7年(し)第177号、第178号
令和7年11月10日 第三小法廷決定 その他

申立人 甲
原 審 東京地方裁判所
主 文

各原決定を取り消す。

警視庁司法警察員が令和3年3月20日Aに対して押収物を還付した処分のうち現金1500万円(内訳一万円札1500枚、100枚ごとに帯封されスーツケースに在中していたもの)を還付した部分及び東京地方検察官が令和6年2月29日申立人に対して前記現金1500万円の還付をしない処分をいずれも取り消す。

理由

本件各抗告の趣意は、いずれも、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

しかしながら、所論に鑑み、職権により調査すると、各原決定は、取消しを免れない。その理由は、以下のとおりである。

1 本件の事実関係

各原決定の認定及び記録によれば、本件の事実関係は、次のとおりである。

(1) 警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課司法警察員は、申立人が令和3年3月1日にホテルのロビーにおいてAが持参した不動産購入代金1億5000万円等在中のスーツケース1個を持ち去り窃取したという窃盗被疑事件について、同月20日、申立人使用の自動車を捜索してスーツケース1個(以下「本件スーツケース」という。)を差し押された(以下「本件差押え」という。)。同課司法警察員は、同日、A及びその母親で前記1億5000万円の所有者とされるBを立ち会わせて本件スーツケースを開け、その中から主文掲記の現金1500万円(以下「本件現金」という。)を発見し、

本件現金在中の本件スーツケースを前記窃盗被疑事件の被害品と認めてAに還付した後、Aから改めて本件現金及び本件スーツケースの任意提出を受けて領置した。本件現金は、その後、東京地方検察庁検察官に送致され、保管されている。

(2) 申立人は、令和3年3月1日にホテルのロビーにおいてAに対し一時的に預かる旨うそを言って同人が持参した不動産購入代金1億5000万円等在中のスーツケース1個の交付を受けてだまし取ったという詐欺の公訴事実で起訴されたが、令和5年11月17日、無罪判決を受けた。同判決は、検察官から控訴がなく、確定した。

(3) 申立人は、本件現金の還付を請求したが、東京地方検察庁検察官は、令和6年2月29日、還付請求に応じず還付をしない処分(以下「本件還付拒否処分」という。)をした。

2 司法警察員がした押収物の還付に関する処分に係る特別抗告について

(1) 申立人は、司法警察員がした本件現金在中の本件スーツケースをAに還付する処分のうち本件現金を還付した部分(以下「本件還付処分」という。)の取消しを求めて刑訴法430条2項の準抗告を申し立て、前記無罪判決が認定した事実関係によれば、本件現金が贓物であるとは認められない旨主張した。

原決定は、捜査経過等について事実の取調べを行い、司法警察員が本件還付処分に際して、本件現金を前記窃盗被疑事件に係る贓物であると認めたことは、その当時の判断として合理的であったとし、本件還付処分に違法はないとして、前記準抗告を棄却した。申立人は、これに対し、特別抗告を申し立てた。

(2) そこで検討すると、刑訴法430条の準抗告が、裁判に対するものではなく、捜査機関の処分に対する不服申立ての制度であることに鑑みれば、同条の準抗告裁判所は、捜査機関の処分の当否を判断するに当たり、捜査機関が当該処分当時に収集していた資料のみならず、その当時の事実に関する資料であって、その後に捜査機関が収集し、又は裁判所に提出されたものについても考慮に入れるべきである。

しかるに、原決定は、専ら捜査機関が本件還付処分当時に収集していた資料を考慮して、その当時の事実に関する資料であって、その後に捜査機関が収集し、又は裁判所に提出されたものを考慮に入れていない。本件詐欺被告事件の記録等によれば、申立人は、第三者の依頼を受けて、当該第三者とBとの間の外貨両替取引に供するものとして、Aから現金1億5000万円を受け取った可能性が否定できないから、本件現金が贓物であったとは認められない。したがって、本件現金が贓物であると認定した本件還付処分を是認した原決定は、刑訴法430条、426条の解釈適用を誤り、ひいては同法222

条1項、124条1項の適用を誤った違法があり、これが決定に影響を及ぼし、原決定を取り消さなければ著しく正義に反するものと認められる。

3 検察官がした押収物の還付に関する処分に係る特別抗告について

(1) 申立人は、前記2(1)の本件還付処分に対する準抗告と同時に、本件還付拒否処分に対してもその取消しと検察官に対して本件現金を申立人に還付するよう命ずる裁判を求めて刑訴法430条1項の準抗告を申し立てた。

原決定は、本件現金は適法に還付を受けたAから任意提出を受けて領置されているものであるから、申立人は押収処分を受けた者に当たらず、本件還付拒否処分に違法はないとして、前記準抗告を棄却した。申立人は、これに対し、特別抗告を申し立てた。

(2) そこで検討すると、前記1(1)の事実関係のほか、前記2のとおり本件還付処分が取り消されるべきであることを踏まえれば、本件差押えに基づく押収の効果は失われておらず、申立人は、押収処分を受けた者に当たると解される。

本件現金を申立人に還付すべき場合に当たるかについてみると、前記1(2)のとおり、無罪判決が確定しているものの、本件還付拒否処分及び原決定は、申立人が押収処分を受けた者に当たることを前提とせず、申立人以外の者に還付することを相当とする事情の有無についての調査及び検討を欠いたままされており、当該事情の有無はなお明らかとはいえない。

(3) 以上によれば、原決定は、取り消されるべき本件還付処分が有効であることを前提に、申立人が押収処分を受けた者に当たらないとして本件還付拒否処分を是認しており、刑訴法222条1項、123条1項の解釈適用を誤った違法があり、これが決定に影響を及ぼし、原決定を取り消さなければ著しく正義に反するものと認められる。申立人の還付請求については、検察官において、記録や検察官が把握している事情に基づき、申立人以外の者に還付することが相当な場合に当たるかを検討した上、改めて判断すべきである。

4 よって、刑訴法411条1号、434条、426条2項により、各原決定を取り消した上、更に本件還付処分及び本件還付拒否処分を取り消すこととし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 平木正洋 裁判官 林道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 石兼公博 裁判官 沖野眞巳)

記事

◎広報テーマ(1月分)

ご存じですか?

知財調停

知財調停とは?

ビジネスの過程で生じた知的財産権に関する紛争について、一定の期日までに提出された資料等に基づき、裁判官及び知的財産権事件の経験が豊富な弁護士・弁理士などの調停委員で構成される調停委員会の助言や見解を得て、話し合いによる簡易・迅速な解決を図る手続です。東京地方裁判所と大阪地方裁判所の知的財産権部で運用されています。

知財調停のメリット

柔軟性

- ◆ 特定の争点に絞って利用することができます。
- ◆ 調停手続の経緯を踏まえ、当事者間の自主的交渉に戻ることや訴え提起・仮処分の申立てをすることもできます。
- ◆ 調停委員会は、知的財産権部の裁判官と知的財産権事件の経験が豊富な弁護士・弁理士などの調停委員で構成されており、紛争解決に向けての助言や中立・公平な立場からの見解を得ることができます。

迅速性

- ◆ 原則として第3回期日までに、調停委員会が争点について、一定の見解を示し、迅速な紛争解決の実現を目指します。

専門性

- ◆ 調停委員会は、知的財産権部の裁判官と知的財産権事件の経験が豊富な弁護士・弁理士などの調停委員で構成されており、紛争解決に向けての助言や中立・公平な立場からの見解を得ることができます。

非公開

- ◆ 手続は非公開のため、第三者に知られることなく紛争の解決が可能です。

It's New!

上記の知財調停を利用するには、これまで管轄合意が必要でしたが、民事調停法の改正(令和8年5月24日までに施行)により、知財調停の管轄が東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも認められるようになるため、改正後は管轄合意が不要となります。

知財調停Q&A

Q どうして東京と大阪で運用しているのですか?

◆ 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所には、知的財産権事件の専門部があるためです。

▶複雑化・専門化する知的財産権に関する紛争に対応できるような態勢が整えられており、専門的知識を活かした調停を行うことが可能です。

Q 東京や大阪に行かないと利用できませんか?

◆ 知財調停でもウェブ会議を利用して、手続きに参加することができます。

詳しい申立て先の裁判所にご相談ください。

Q どんな事件で知財調停を利用できますか?

◆ 主に特許権、著作権、商標権、不正競争防止法に定める不正競争(営業秘密)などをめぐる紛争で利用されています。

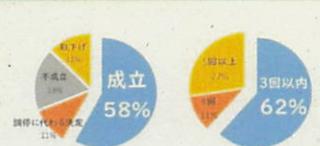
◆ 知財調停に適した事案としては、争点がある程度特定されているものや当事者双方が話し合いによる解決を希望しているものが挙げられます。

Q 知財調停の実績を教えてください。

◆ 知財調停事件の約6割が調停成立で終了しています。

◆ 知財調停事件の約6割が3回以内の期日で終了しています。

半導体開始(令和元年(10月)からの実績)
(いずれも令和7年7月時点)(件数を除く)
当事者数は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%一致しない場合があります。



知財調停の詳しい内容は裁判所ウェブサイトをご覧ください。

東京地裁 https://www.courts.go.jp/tokyo/seiban/minzi_section2/40-46_47/hozonyoutei/index.html

大阪地裁 https://www.courts.go.jp/osaka/seiban/teitoku_ip/index.html

離婚と子どもをめぐるルール

が新しくなります!

令和6年5月に成立した民法等改正法により、父母の親権・婚姻関係の有無にかかわらず、子どもの利益を確保することを目的として、子どもを養育する親の責務が明確にされるとともに、親権・養育費、親子交流などに関するルールが見直されました。

まほりん(西尾マリカ)
かーくん

令和8年4月1日に
施行されます!

改正の内容をいくつか
ご説明します。

1 親権について

- 今回の改正により、離婚後は、父母双方を親権者と定める共同親権または父母一方を親権者と定める単独親権のいずれにするか選択できるようになります。
- 協議離婚の場合、父母は、協議により、親権者を父母双方とするかその一方とするかを定めます。父母の協議が調わない場合、家庭裁判所における調停手続で話し合うことができます。
- 調停等で協議が調わず訴訟手続で離婚する場合、家庭裁判所が、父と子どもの関係や、父と母との関係などの様々な事情を考慮した上で、子どもの利益の観点から、親権者を父母双方とするか、その一方とするかを定めます。

- 共同親権の場合でも、全ての事項について、共同で親権を行使することは必須ではなく、「監護及び教育に関する日常の行為」や「子の利益のため急迫の事情があるとき」「他方の親が親権を行使できない場合」には、単独行使が可能です。
- 共同親権者である父母の間で、共同行使の必要がある特定の事項について話し合がまとまらないときは、家庭裁判所の手続を利用して、その事項について単独で親権行使できる者を定めることができます。

2 養育費の支払確保について

- 今回の改正により、離婚のときに養育費の決めを置いていくなくても、一定額の法定養育費を請求することができます。
- 今回の改正により、養育費債権の一定額に先取特権と呼ばれる優先権が付与され、調停や審判を経なくても父母間で取り決めた額(取決めがなければ法定養育費の額)につき差押手続ができるようになります。



子どもの最善の利益を確保するためには、話し合いを通じた父母の協力が重要です。しかし、話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所の手続を利用し、解決を図ることも考えられます。

裁判所の手続案内や申立書は、裁判所ウェブサイトでご案内しています。また、今回の改正により新設・変更した手続等のリンクをまとめた特設ページ「離婚と子どもをめぐる新しいルールについて」をご覧ください。

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi_kazi_kaisei/index.html



◎高齢者叙勲

別紙「高齢者叙勲」のとおり

◎叙位・叙勲（9月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和7年9月、死亡者のみ）」のとおり

◎人事異動

札幌高等裁判所長官

東京高等裁判所判事

伊藤雅人

東京高等裁判所判事

甲府地方・家庭裁判所長

鈴木 巧

甲府地方・家庭裁判所長

最高裁判所上席調査官

川田宏一

最高裁判所上席調査官

東京地方裁判所判事

向井香津子

東京地方裁判所判事

東京高等裁判所判事

中川正隆

（以上11月5日）

定年退官

仙台地方裁判所長

森田浩美

岩国簡易裁判所判事

大田 茂

（以上11月12日）

仙台地方裁判所長

司法研修所教官

守下 実

司法研修所教官

横浜地方・家庭裁判所川崎支部長

榆井英夫

横浜地方・家庭裁判所川崎支部長

千葉地方裁判所判事

松本圭史

千葉地方裁判所判事

東京高等裁判所判事

佐藤弘規

岩国簡易裁判所判事

大阪簡易裁判所判事

遠藤恭弘

（以上11月13日）

定年退官

名古屋簡易裁判所判事

小川達夫

（11月16日）

政

◎民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

（令和七年十一月六日公布 政令第三六三号）

内閣は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

民法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年四月一日とする。

令

高齢者：叙事

元千葉簡易裁判所判事	野崎　守	11.1	瑞小
------------	------	------	----

(別紙)

叙 位 ・ 叙 獲 (令和7年9月、死亡者のみ)

元東京地方裁判所調停委員	古屋 俊雄	9.5	従六位
元鳥取地方・家庭裁判所調停委員	松本 伸介	9.8	従六位 瑞双
元釧路地方裁判所事務局長	阿部 昭武	9.12	従五位
元名古屋高等裁判所判事	山本 卓	9.16	従三位
元日本弁護士連合会副会長	奥村 紗軌	9.25	正五位